

10 保育所・保育施設等

児童福祉法に基づく保育所・保育施設には、「認可保育所」と「認可外保育施設」があります。

「認可保育所」は、児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たした施設として、児童福祉法第35条に基づいて知事が認可した保育施設です。

一方、「認可外保育施設」は、児童福祉法第39条の保育所の定義に規定する業務を目的とする施設ですが、同法第35条による知事の認可及び同法第34条の15による区市町村長の認可を受けていない保育施設です。

東京都認証保育所は認可外保育施設ですが、都が独自に認証基準を設けています。また、認証保育所以外の認可外保育施設には、ベビーホテル、家庭的保育事業、事業所内保育施設、院内保育施設、その他の施設、居宅訪問型保育事業があります。

保育施設に対する指導監督は、認可保育所については児童福祉法第46条の規定に基づき、また認可外保育施設については児童福祉法第59条の規定に基づき実施しています。

指導監査部では、認可保育所の2,969施設（島しょに設置されている13施設については、各支庁が指導検査を行っています。）、東京都認証保育所の578施設及び認可外保育施設の1,340施設を対象に指導検査を行っています。

また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「こども園法」という。）に基づく認定こども園は、幼稚園と保育所のよいところを生かしながら、その両方の役割を果たす仕組みとして創設され、「幼保連携型認定こども園」、「幼稚園型認定こども園」、「保育所型認定こども園」、「地方裁量型認定こども園」があります。

指導監査部では、幼稚園型認定こども園以外の認定こども園を対象として指導検査を実施しています。保育所型認定こども園は認可保育所として、地方裁量型認定こども園は東京都認証保育所として児童福祉法の規定に基づき実施しており、幼保連携型認定こども園の30施設についてはこども園法第19条の規定に基づき実施しています。

○ 認可保育所及び幼保連携型認定こども園

指導検査では、職員の確保・処遇、非常災害対策などの運営管理、児童の権利擁護、健康安全対策などの（教育）保育内容、適切な計算書類の作成、会計帳簿の整備などの会計経理が、それぞれ基準に沿って適正に行われているかを確認し、指導を行っています。

また、平成27年4月の子ども・子育て支援法施行により、認可保育所等が施設型給付（委託費）を受ける場合には、区市町村から「特定教育・保育施設」としての確認を受けることになり、区市町村には同法第14条に基づき、特定教育・保育施設である認可保育所等に対する指導検査権限が付与されました。指導検査にあたっては、区市町村と合同で実施する等、連携した取組を進めています。

○ 東京都認証保育所

東京都認証保育所（以下「認証保育所」という。）は、大都市における多様な保育ニーズに柔軟に対応するため、東京都が独自の基準を設定し、認証している新しいスタイルの保育所です。平成13年5月に創始され、以下のような特色を持っています。

- ・ 区市町村の設置計画に基づき、区市町村の推薦を受け、「東京都認証保育所事業実施要綱」で定める要件を満たした保育所について、東京都が認証する。
- ・ 開所後は区市町村とともに指導する。
- ・ 全施設において、0歳児保育及び13時間以上の開所とする。
- ・ 利用者と保育所が直接利用契約を結ぶ。
- ・ 保育料は、設置者が自由に設定する。ただし、月220時間以下の利用の場合には上限を定めている。

認証保育所に対する指導監督は、「東京都認証保育所事業実施要綱」に定める「指導監督基準」により実施しています。

○ 認可外保育施設

東京都が指導監督の対象としている認可外保育施設は、認証保育所及び家庭的保育事業等を除いたもので、ベビーホテル等を中心に指導を行っています。

認可外保育施設に対する指導監督は、東京都の「認可外保育施設に対する指導監督要綱」に定める「指導監督基準」により実施しています。

なお、令和元年10月に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行により、幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、認可外保育施設を含む「特定子ども・子育て支援施設等」に対し、区市町村には、子ども・子育て支援法第30条の3で準用する同法第14条に基づき、指導検査を行う権限が付与されています。

(1) 令和元年度 検査実施状況

保育所・保育施設等については、全体の13.1%に当たる642施設に対して実地検査を行いました。

(単位：施設)

種別	対象数 (a)	実地検査数 (b)	うち文書指摘 施設数	実施率 (b/a)
認可保育所	2,969	237	118	8.0%
認証保育所	578	99	52	17.1%
認可外保育施設	1,340	299	185	22.3%
幼保連携型認定こども園	30	7	6	23.3%
計	4,917	642	361	13.1%

対象数について、認可保育所は、島しょ部に所在する施設を除き、八王子市内の公立施設を含みます。認証保育所は、八王子市内の保育所を含みます。

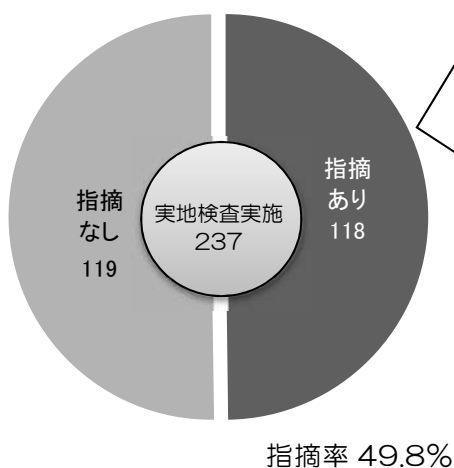
対象数及び実地検査数について、認証保育所では、平成31年4月2日以降に認証を行い、実地検査を実施した施設を含みます。認可外保育施設では、平成31年4月2日以降に届出された施設で、実地検査を実施した施設を含みます。

(2) 主な指摘事項

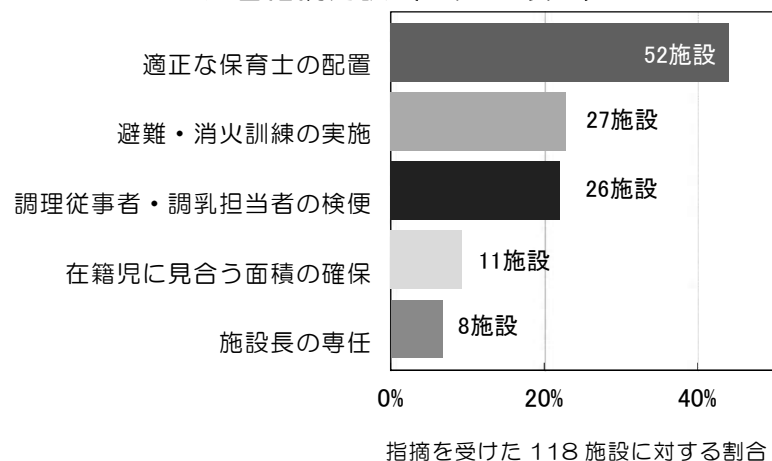
ア 認可保育所

実地検査を行った237施設のうち、118施設が何らかの文書指摘を受けています。その118施設のうち、52施設が「保育士を適正に配置すること」について指摘されています。

文書指摘状況（施設数）



文書指摘内訳（上位5項目）



指摘の具体事項例	文書指摘 施設数
➤ 保育士を適正に配置すること。 ◇ 開所時間中に配置される保育士の数は、2人を下回ってはならないが、○月○日午前○時から午前○時までの間、常勤保育士1名と保育従事者（無資格）1名の配置であった。 （都条例第43号第43条、都規則第47号第16条、9福子推第1047号第2-4(1)）	52
➤ 避難・消火訓練を毎月実施すること。 ◇ 避難及び消火に関する訓練を少なくとも毎月1回は行わなければならないが、消火訓練を実施していない月がある。 （都条例第43号第20条第2項、都規則第47号第5条）	27
➤ 調理従事者・調乳担当者の検便を適切に行うこと。 ◇ 調理従事者及び調乳担当者について、雇入れ時、配置換え時及び月に1回以上の検便を実施し、検査結果を確認した上で調理・調乳業務に従事させなければならないが、検便の検査結果が判明する前に調理業務に従事させている。 （都条例第43号第14条第3項、9福子推第1047号第2-7(3)、雇児総発第36号、社援施第65号別紙・別添Ⅱ-5(4)②、雇児発第0120001号、児発第470号、社援施第97号、労働安全衛生規則第47条）	26
➤ 在籍児に見合う面積を確保すること。 ◇ 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳未満の幼児1人につき3.3㎡以上でなければならないが、○歳児室において、認可時にはない棚等が増設されていたため、在籍児童に見合う必要面積を確保できていない。 （都条例第41条、9福子推第1047号第2-3）	11
➤ 施設長を専任とすること。 ◇ 施設長は、保育事業の適正かつ円滑な推進を図るため、常時実際にその保育所の運営管理の業務に専従することが必要であり、2以上の施設若しくは他の業務と兼務し、施設長として職務を行っていないものは認められないが、○月から○月の間、施設長があらかじめシフトに入り保育業務に従事しており、保育所の運営管理の業務に専従していない。 （9福子推第1047号第2-4(2)ア）	8

Ⅱ 社会福祉施設・事業者等に対する指導検査の結果

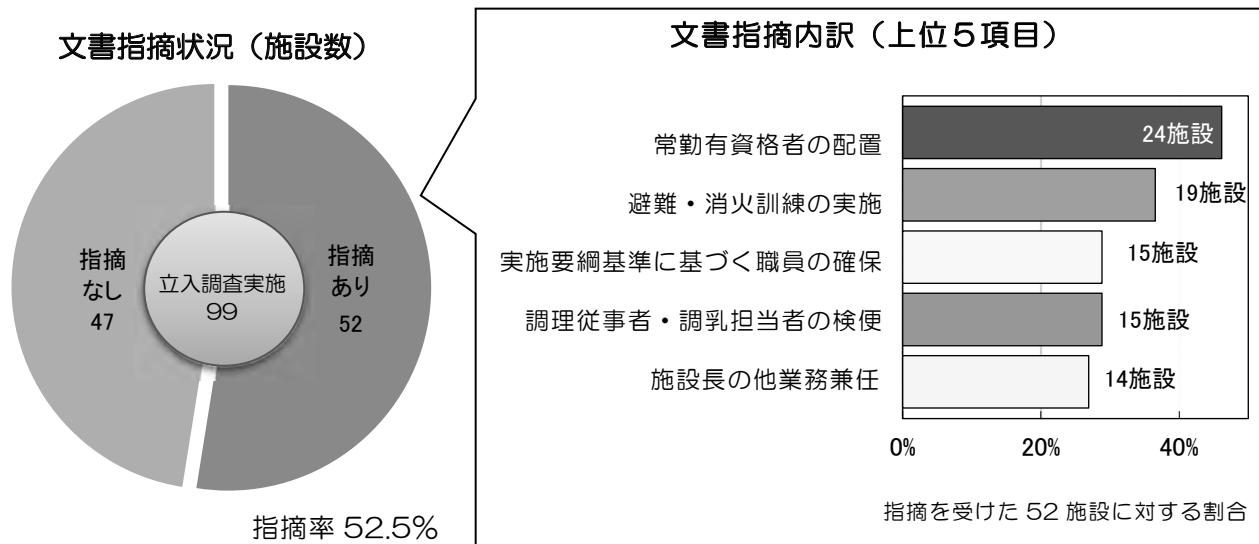
➤ 他の拠点区分への貸付は年度内に補填すること。 ◇ 委託費の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであるが、年度を超えて拠点区分間貸付が引き続き行われていた。 (経理等通知4-(2))	6
➤ その他 ◇ 職員の健康診断を実施すること。 ◇ 消防計画を作成すること。 ◇ 計算書類を適正に作成すること。 ◇ 現金出納帳・小口現金出納帳を作成すること。 等	84 (延べ)
合計(延べ)	214

【根拠法令等】

- * 労働安全衛生規則
＝昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」
- * 児発第470号
＝昭和41年7月27日児発第470号「児童福祉施設等における赤痢対策の推進について」
- * 社援施第97号
＝平成8年6月18日社援施第97号「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」
- * 社援施第65号
＝平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」
- * 雇児総発第36号
＝平成13年8月1日雇児総発第36号「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」
- * 雇児発第0120001号
＝平成16年1月20日雇児発第0120001号、障発第0120005号「児童福祉施設等における衛生管理等について」
- * 経理等通知
＝平成27年9月3日府子本第254号、雇児発0903第6号「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」
- * 都条例第43号
＝平成24年3月30日東京都条例第43号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」
- * 都規則第47号
＝平成24年3月30日東京都規則第47号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
- * 9福子推第1047号
＝平成10年3月31日9福子推第1047号「保育所設置認可等事務取扱要綱」

イ 東京都認証保育所

立入調査を行った99施設のうち、52施設が何らかの文書指摘を受けています。その52施設のうち、24施設が「常勤有資格者の配置を適切に行うこと」について指摘されています。



指摘の具体事項例	文書指摘施設数
➤ 常勤有資格者の配置を適切に行うこと。 ◇ 開所時間中に、保育士資格を有する常勤職員1人以上を含む2名以上の保育従事職員を配置しなければならないが、〇月〇日午前〇時から午前〇時までの間、非常勤2名の配置となっている。 （12福子推第1157号保育内容1(4)）	24
➤ 避難・消火訓練を毎月実施すること。 ◇ 避難及び消火訓練を月1回以上実施しなければならないが、避難訓練を実施していない月がある。 （12福子推第1157号運営管理7(4)）	19
➤ 実施要綱の基準に基づく保育従事職員を確保すること。 ◇ 東京都認証保育所事業実施要綱に基づき、必要な職員を確保しなければならないが、在籍児童数に対して配置すべき保育従事職員数が不足している。 （12福子推第1157号運営管理4(2)）	15
➤ 調理従事者・調乳担当者の検便を適切に行うこと。 ◇ 調理従事者及び調乳担当者について、毎月定期的に検便を実施しなければならないが、調乳担当者の検便が未実施である。 （12福子推第1157号保育内容2(6)ア）	15

Ⅱ 社会福祉施設・事業者等に対する指導検査の結果

➤ 施設長が他の業務を兼務しているのは是正すること。 ◇ 認証保育所の施設長は、他の業務を兼務してはならないが、施設長が保育業務に従事している日がある。 (12福子推第1157号運営管理4(1)) (注) 定員20名未満の施設は兼任可	14
➤ 保育料徴収額が限度額を超えないこと。 ◇ 月220時間以下の利用をした場合の月額の上限は、3歳未満児の場合8万円、3歳以上児の場合7万7千円としなければならないが、上限額を超えて徴収している。 (12福子推第1157号会計経理1)	6
➤ その他 ◇ 基本的事項を見やすい場所に掲示していないので、是正すること。 ◇ 全体的な計画を作成していないので、是正すること。 等	29 (延べ)
合計(延べ)	122

【根拠法令等】

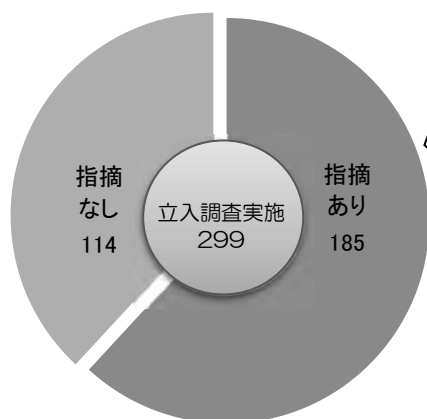
*12福子推第1157号

＝平成13年5月7日12福子推第1157号「東京都認証保育所事業実施要綱」16及び18により定める「東京都認証保育所指導監督基準」

ウ 認可外保育施設

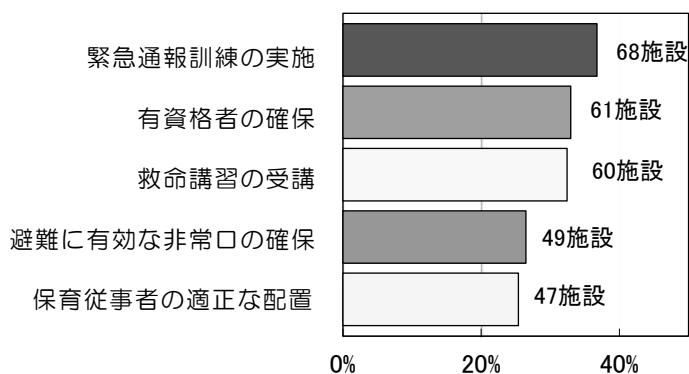
立入調査を行った299施設のうち、185施設が何らかの文書指摘を受けています。その185施設のうち、68施設が「緊急通報訓練が1年以内に1回も実施されていないので是正すること」について指摘されています。

文書指摘状況（施設数）



指摘率 61.9%

文書指摘内訳（上位5項目）



指摘を受けた 185 施設に対する割合

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
➤ 緊急通報訓練が1年以内に1回も実施されていないので是正すること。 ◇ 事故等における救命救急の対応を想定した関係機関への緊急通報訓練を実施しなければならないが、関係機関への緊急通報訓練が実施されていない。 (56福児母第990号3(2))	68
➤ 保育従事者のうち必要な有資格者が配置されていないので是正すること。 ◇ 保育に従事する者のおおむね3分の1（保育に従事する者が2人の施設にあっては1人）以上は、保育士又は看護師（助産師及び保健師を含む。）の資格を有する者でなければならないが、配置が不足している。 (56福児母第990号1(1))	61
➤ 救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいないので是正すること。 ◇ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、救命講習を定期的に受講しなければならない（過去3年以内に救命講習を受講した保育従事者がいることが必要である）が、救命講習を受講した保育従事者がいない。 (56福児母第990号7(8))	60
➤ 入所児童の避難に有効な非常口が1か所のみであるため是正すること。 ◇ 火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に、非常口を2か所2方向で適切に設置しなければならないが、入所児童の避難に有効な非常口が1か所のみである。 (56福児母第990号3(1)、(3))	49

➤ 入所児童の在籍時間帯に1人勤務の時間帯があるので是正すること。 ◇ 常時複数の保育従事者を配置しなければならないが、保育従事者が1人の時間帯がある。 (56福児母第990号1(1))	47
➤ 労働基準法等により備え付けが義務付けされている帳簿を適切に整備すること。 ◇ 労働基準法等に基づき、職員の状況を明らかにする書類等を整備しておかななければならないが、〇〇が整備されていない。 (56福児母第990号8(1))	45
➤ 乳幼児の避難に適した設備等を適切に設けること。 ◇ 保育室が4階の場合、各保育室の各部分から歩行距離が30m以内に、乳幼児の避難に適した屋内階段、屋外階段、傾斜路のうち2以上を設けなければならないが、屋内階段が1か所のみである。 (56福児母第990号4)	44
➤ 便所専用及び保育室専用の手洗い設備を設けること。 ◇ 便所及び保育室に、それぞれ専用の手洗い設備を設けなければならないが、便所に専用の手洗い設備を設けていない。 (56福児母第990号2(5))	43
➤ その他 ◇ 入所後の児童の健康診断を実施すること。 ◇ 入所時の児童の健康診断を実施すること。 等	403 (延べ)
合計(延べ)	820

【根拠法令等】

* 56福児母第990号

＝昭和57年6月15日56福児母第990号「認可外保育施設に対する指導監督要綱」第3条により定める「認可外保育施設指導監督基準」

エ 幼保連携型認定こども園

実地検査を行った7施設のうち、6施設が何らかの文書指摘を受けています。その6施設のうち3施設が「避難・消火訓練を毎月実施すること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘 施設数
➤ 避難・消火訓練を毎月実施すること。 ◇ 避難及び消火に関する訓練を少なくとも毎月1回は行わなければならないが、消火訓練を実施していない月がある。 (都条例第122号第22条第2項、都条例施行規則第151号第10条)	3
➤ 自己評価を行うこと。 ◇ 園における教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他運営状況について自ら評価を行い、その結果を公表しなければならないが、この評価が行われていなかった。 (認定こども園法第23条、認定こども園法施行規則第23条)	2
➤ 直接従事職員を常時2人以上配置すること。 ◇ 開所時間中に配置される直接従事職員の数は常時2人を下回ってはならないが、〇月の土曜日の早番及び遅番の時間帯において、常勤有資格者1名の配置となっていた。 (都条例第122号第6条、都条例施行規則第151号第4条、附則第2条及び附則第4条、認定こども園法附則第5条、事業実施細目5(2))	2
➤ その他 ◇ 安全計画を作成すること。 ◇ 在席児に見合う面積を確保すること。 ◇ 資格を要する職種に資格を有する職員を配置すること。 ◇ 調理従事者の検便を適切に行うこと。 ◇ 府子本第448号通知に準拠すること。 ◇ 保健計画を作成すること。	6
合計(延べ)	13

【根拠法令等】

- * 認定こども園法
＝平成18年6月15日法律第77号「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」
- * 認定こども園法施行規則
＝平成26年7月2日内閣府、文部科学省、厚生労働省令第2号就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則
- * 都条例第122号
＝平成26年10月10日東京都条例第122号「東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」
- * 都条例施行規則第151号
＝平成26年10月10日東京都規則第151号「東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
- * 事業実施細目
＝平成26年12月17日26福保子保第2028号「東京都幼保連携型認定こども園事業実施細目」

(3) 指導事例

ア 認可保育所

(避難訓練及び消火訓練を実施していない月があるので是正すること。)

- 認可保育所は、避難及び消火の訓練を少なくとも毎月 1 回行わなければなりません。
- しかし、東京都が実地検査を行った施設において、避難訓練は毎月実施されているものの、消火訓練を毎月実施していない事例が確認されました。また、不審者対応訓練は実施されていましたが、非常災害に係る避難・消火訓練を実施していない事例も確認されました。
- こうした事例において都は、設置者に対し、今後は、避難訓練及び消火訓練を毎月 1 回以上実施するよう指導をしています。

【根拠法令等】

* 都条例第43号第20条、都条例施行規則第47号第5条

イ 認可外保育施設

(救命講習を過去 3 年以内に受講した保育従事者がいないので是正すること。)

- 認可外保育施設は、事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、定期的に訓練を実施しなければいけません。
- しかし、東京都が立入調査を行った施設において、救命講習を過去 3 年以内に受講した保育従事者がいない事例が確認されました。
- こうした事例において都は、設置者に対し、事故発生時に適切な救命処置が可能となるように、定期的に訓練を実施するよう指導をしています。定期的な訓練としては、救命講習を過去 3 年以内に受講した保育従事者がいること、関係機関への通報訓練を 1 年以内に 1 回は実施することを指導しています。

【根拠法令等】

* 認可外保育施設指導監督基準 7(8)

(4) 認可保育所・認証保育所・認可外保育施設講習会

- 東京都では、保育行政の適正かつ円滑な実施を確保するため、実地検査による指導に加え、講習会形式による指導を平成24年度から導入し、認可保育所及び認証保育所を対象として年1回ずつ開催しています。また、平成29年度からは、認可外保育施設を対象とした講習会も開催しています。
- 講習会では、制度改正や施策の紹介、過去の指導事例等についての講義を行うほか、保育所運営に必要な労働基準法や消防法に関する情報提供も行っています。
- 各保育所においては、東京都の条例や実施要綱、その他関係法令・例規等を理解し、適切な施設運営及び保育の質の向上を図るための機会として活用してください。
- なお、講習会資料については東京都福祉保健局のホームページ（福祉保健の基盤づくり＞社会福祉法人・施設等の指導検査＞保育施設の指導検査について＞〇〇年度保育所講習会資料）に掲載しています。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/hoikushisetsukensa/index.html>

種別	参加施設数	主な内容
認可保育所	950	・指導検査の概要及び主な指摘事例等 ・保育施設の防火防災対策 ・労働基準法のあらまし等
認証保育所	352	・立入調査の概要及び主な指摘事例等 ・保育施設の防火防災対策 ・労働基準法のあらまし等 ・保育所における交通安全対策等
認可外保育施設	255	・立入調査の概要及び主な指摘事例等 ・保育施設の防火防災対策 ・労働基準法のあらまし等 ・保育所における交通安全対策等

(5) 認可外保育施設に対する巡回指導体制の強化

- 東京都では、平成28年度における「待機児童解消に向けた緊急対策」において、認可外保育施設の保育サービスの質の向上を図り、児童と保護者の安全・安心を確保するため、「巡回指導チーム」の編成により指導体制を強化することとし、平成29年3月から巡回指導を開始しています。
- 巡回指導は、届出内容や保育内容等のうち、職員配置、食事や午睡時の保育、衛生面等を中心に指導・助言しています。また、巡回指導の結果については、立入調査等に活用しています。

巡回指導実施状況（平成31年4月から令和2年3月）

対象数(a) (H31.4.1現在)	巡回指導数		実施率 (b/a)
	(b)	うち通告なし	
1, 299	1, 302	546	100. 2%

※ 対象数は、認証保育所を除く認可外保育施設の届出数

主な指導事項

- ・ 構造設備等に危険な箇所がある。（物の落下防止策の不備等）
- ・ 保育室や調理室及び便所等設備、寝具や遊具の衛生の確保が不十分
- ・ 施設及びサービスに関する内容の見やすい場所への掲示が不十分
- ・ 救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいない。
- ・ 関係機関への緊急通報訓練が1年以内に1回も実施されていない。

(6) 認可外保育施設職員テーマ別研修

- 東京都では、認可外保育施設（認証保育所等を含む）向けの研修として、保育理論や事故防止等のテーマ別研修を、公益財団法人東京都福祉保健財団に委託して実施しています。令和元年度は6, 643名が受講しました。

(参考)

令和元年度 特定教育・保育施設に対する区市町村による実地指導等の実績

- 子ども・子育て支援法の施行（平成27年4月1日）に伴い、区市町村は、同法第14条に基づき、「特定教育・保育施設」に対し、特定教育・保育の提供や各自治体の条例で定める運営基準、給付費等の請求等に関する事項について、指導監督を実施しています。
- 「特定教育・保育施設」には、認可保育所及び認定こども園が含まれます。
- 指導監督の方法には、「特定教育・保育施設」の設置者等を一定の場所に集めて行う「集団指導」と、区市町村が、運営基準の遵守状況等を確認するために必要となる関係書類の閲覧や関係者との面談等により行う「実地指導」があります。

ア 実地指導の実施状況

	対象数 (a)	実地指導数 (b)	実施率 (b/a)
特定教育・ 保育施設	3,096	1,188	38.4%

対象数及び実地指導数については、島しょ部に所在する施設及び八王子市に所在する施設を含みます。

対象数及び実地指導数については、「幼稚園型認定こども園」及び「地方裁量型認定こども園」を含みません。

イ 集団指導の実施状況

延べ実施回数	主な内容
27回	指導検査の概要 検査で指摘の多かった項目に関する内容等

11 その他の施設等

（宿泊所、婦人保護施設、社会福祉協議会）

東京都では、その他、宿泊所、婦人保護施設及び社会福祉協議会に対して指導検査を行っています。

宿泊所は、社会福祉法第2条第3項第8号に定める「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」を行う施設です。

宿泊所の151か所を対象に、社会福祉法第70条の規定及び宿泊所設置運営指導指針その他関係法令通知に基づいて指導検査を実施しています。

また、同じく社会福祉法第70条等に基づき、効率的かつ効果的な指導検査を行う観点から、複数施設を運営する法人等に対する本部事務所での検査も行っています。

婦人保護施設は、要保護の女性を保護し、入所者に対し、健全な環境の下で自立した社会生活を送ることができるよう支援する施設です。

婦人保護施設の5か所を対象に、社会福祉法第70条に基づいて指導検査を実施しています。

社会福祉協議会は、住民が主体となって地域における福祉の問題を解決し、その改善向上を図るため、関係者の協力を得て地域福祉を推進することを目的とする民間団体で、都の所轄法人は13法人あります。事業内容としては、

- ・ 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ・ 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
- ・ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成

が挙げられます。

社会福祉協議会に対する指導検査は、社会福祉法第56条第1項の規定に基づき、運営その他の指導事項についての検査を行うとともに、運営全般についての指導・助言を行うことによって、適正な運営の確保を図ることを目的としています。

（1）令和元年度 検査実施状況

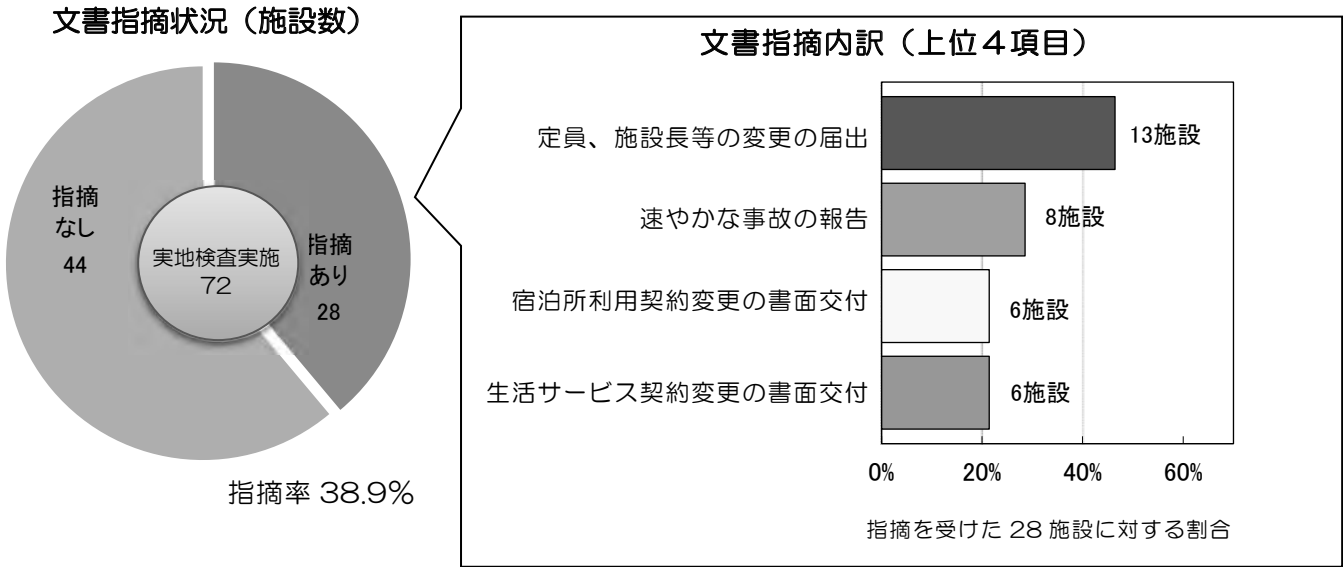
（単位：施設）

種別	対象数 (a)	実地検査数 (b)	うち 文書指摘 施設数	実施率(b/a)
宿泊所	151	72	28	47.7%
婦人保護施設	5	1	1	20.0%
社会福祉協議会	13	0	0	0%
計	169	73	29	43.2%

(2) 主な指摘事項

ア 宿泊所

実地検査を行った72施設のうち28施設が何らかの文書指摘を受けています。その28施設のうち、13施設が「定員の変更、施設長等の変更、使用料の変更及びその他の変更の届出を行うこと」について指摘されています。



指摘の具体事項例	文書指摘施設数
➤ 定員の変更、施設長等の変更、使用料の変更及びその他の変更の届出を行うこと。 ◇ 施設長の変更を届け出ていない。 ◇ 定員及び居室又は居室定員の変更を届け出ていない。 ◇ 使用料の変更を届け出ていない。 （社会福祉法第69条第2項、宿泊所設置運営指導指針第4条第3項、第6条第1項、別表1-1-(6)、(12)及び1-2-(2)）	13
➤ 事故に際し、速やかに都及び福祉事務所に報告を行うこと。 ◇ 利用者の支援に影響を及ぼす事故等が発生した場合は、速やかに東京都に報告することとされているが、都に報告していない案件がある。 （宿泊所設置運営指導指針別表3-3-(8)）	8
➤ 宿泊所利用契約に変更が生じた場合に、当該変更に係る事項を記載した書面を交付すること。 ◇ 利用者が締結した宿泊所利用契約の内容に変更が生じた場合は、当該変更に係る契約を締結し、当該変更内容を記載した書面を交付することとされているが、居室の変更について、当該変更に係る契約を締結し、当該変更内容を記載した書面を交付していない。 （宿泊所設置運営指導指針別表4-1-(4)）	6

➤ 生活サービス契約に変更が生じた場合に、当該変更に係る事項を記載した書面を交付すること。 ◇ 利用者が締結した生活サービス契約の内容に変更が生じた場合は、当該変更に係る事項を記載した書面を交付することとされているが、利用者が申し出た食事回数の変更について、当該変更に係る事項を記載した書面を交付していない。 (宿泊所設置運営指導指針別表5-1-(5))	6
➤ 食費は食数、食事内容等に応じた適切な額とすること。 ◇ 利用者に食事を提供する場合に徴収する費用が、食材費等に見合った適切な額となっていない。 (宿泊所設置運営指導指針別表5-2-(1))	4
➤ その他 ◇ 被保護者に代わり事業者が福祉事務所から保護費を受領しないこと（住宅扶助費等を除く）。 ◇ 施設の貸借対照表及び収支計算書を会計年度終了後3か月以内に都に提出すること。 ◇ やむを得ず行った金銭管理について書面契約を結ぶこと。 等	17 (延べ)
合計(延べ)	54

【根拠法令等】

* 社会福祉法

＝昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」

* 宿泊所設置運営指導指針

＝平成26年5月15日26福保生保第38号「宿泊所設置運営指導指針」

(注)「東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例」の施行(令和2年4月1日)に伴い、「宿泊所設置運営指導指針」は廃止されています。

イ 婦人保護施設

実地検査を行った1施設のうち1施設が文書指摘を受けています。この施設は、「固定資産の管理を適正に行うこと」について指摘されています。

(3) 指導事例

ア 宿泊所

(食費は食数、食事内容等に応じた適切な額とすること。)

- 宿泊所においては、利用者に食事を提供する場合に徴収する費用は、食数、食事内容等に応じた適切な額としなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地検査において、生活サービス契約により、1日2食分の食費として利用者から徴収することとしている金額と、当該施設で設定している1週間分の米を除く食材の購入費が見合っていない事例が見受けられました。
- こうした事例に対して都は、利用者から徴収する食費は、食材費等に見合った適切な額とするよう、指導しています。

【根拠法令等】

*平成26年5月15日26福保生保第38号「宿泊所設置運営指導指針」別表5-2-(1)

イ 婦人保護施設

(固定資産の管理を適正に行うこと。)

- 社会福祉法人は、取得した資産について会計帳簿にその取得価格を付さなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地検査において、平成30年度に行った工事に伴い取得した資産で10万円を超えるものについて、固定資産として計上していない事例が見受けられました。
- こうした事例に対して都は、固定資産を適切に計上するよう、指導しています。

【根拠法令等】

*平成28年3月31日厚生労働省令第79号「社会福祉法人会計基準」第4条第1項

*平成28年3月31日雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」別紙1「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い」14